

市民税等の申告期限の取扱変更及び法人市民税の申告・納期限の延長について

新型コロナウイルスの感染拡大による影響を考慮し、以下のとおり変更する。

1 市民税等の申告期限の取扱変更

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、市民税・都民税の申告期限を1か月(4月16日まで)延長してきたが、各地での感染拡大の状況に鑑み、4月17日以降も申告を受け付けることに変更する。

※申告実績は、e-Taxの普及等もあり昨年実績の約9割の申告を受けているが、税務署の処理状況等によっては当初の税額決定通知書に申告内容が反映されない可能性もある。

※本日、ホームページにて周知開始予定。

2 法人市民税の申告・納期限の延長

法人職員の感染により通常の業務体制を維持できない、事業縮小などにより決算事務が間に合わないなどの理由で、期限内に法人市民税の申告や納付を行うことができない場合が発生しているため、申告・納期限を延長する。

※申告書等に「新型コロナウイルスによる申告・納期限延長」と記載・提出する簡素な方式で実施する。昨日より、ホームページにて周知開始。